

令和8年度くすのき補助金の審査について

1 審査の流れ

以下のスケジュールにより、豊橋市市民協働推進審議会が企画書の審査を行います。

(1) 不備の有無を確認 12月～2月	・提出された企画書の内容について、書面上の不備の有無などを確認します。不備の内容によって団体へ問合せをします。
(2) ①質疑応答 ②書類審査 ③公開プレゼンテーション 2月～3月	①内容に質疑がある場合は団体へ書面により照会します。 団体から回答がない場合、審査対象外となります。 ②企画内容が公益的社会貢献活動に該当するか審査(※)の上、審議会委員が仮採点を行います。 ③団体による公開プレゼンテーションを行います。 参加者からの質疑に回答いただきます。
(3) 本審査 公開プレゼンテーション後	・公開プレゼンテーションの内容や審議会での意見を踏まえて、審議会委員が改めて採点を行います。
(4) 審査結果通知 3月	・審議会の審査結果を元に市長が採択企画を決定し、団体に結果を通知します。

※審議会委員一人以上又は事務局が、公益的社会貢献活動と認めることに疑義が生じると判断した企画については、審議会でも協議した上で、審査対象外とする。

2 審議会委員による審査について

(1) 企画書を以下の評価点・審査項目により採点します。

A 評価点

評価	点数
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

B 審査項目と項目ごとの倍率

審査項目		倍率
公益性	活動が公共の利益に寄与していること。	2.0
必要性	現状把握・分析が的確で需要がつかめていること。	2.0
先駆性	創意的又は開拓的であること。	1.0
専門性	団体の専門性が活かされていること。	1.0
継続性	補助事業実施後の活動の発展・継続性が見込まれること。	2.0
実効性	適正な実施計画・実施体制、資金計画などから事業遂行能力が認められ、市民(地域)への波及効果があること。	2.0

(2) 審査点集計後、採択・非採択を決定します(審議会委員1名あたり1企画50点満点)。

審査点 = (A 評価点 × B 審査項目と項目ごとの倍率) の合計

審査基準点 = 審議会委員(10名) × 30点(6割) = 300点

※合計点の点数の高い企画から採択し、予算を超えた時点の企画までを採択とする。

※審査基準点以上でなければ採択されない。

※採択となった企画の補助上限は「予算額から先に採択となった企画の補助上限額を差し引いた金額」になる。